

裁判員経験者との意見交換会議事録

名古屋地方裁判所

1 日時

平成25年5月24日(金)午後2時00分から午後4時00分まで

2 場所

名古屋地方裁判所第1・2裁判員選任手続室(事務棟3階)

3 出席者

司会者 松田 俊哉(名古屋地方裁判所部総括判事)

裁判官 堀内 満(名古屋地方裁判所部総括判事)

裁判官 山田 順子(名古屋地方裁判所判事)

検察官 和久本圭介(名古屋地方検察庁公判部)

検察官 秋間 俊一(名古屋地方検察庁公判部)

弁護士 岩井 羊一(愛知県弁護士会)

裁判員経験者 1番, 2番, 3番, 4番, 5番 5人

4 議事内容

(司会) それでは、裁判員経験者の方々が担当された具体的な事件について、少し御紹介いたします。まず、1番さんが担当された事件は、起訴事実が全部で六つありました。その内容は、被告人が女性の運転する自動車を、暴行脅迫を加えて無理矢理奪い、その際、女性に約3週間のけがを負わせたという強盗致傷1件。それから、警察車両に追われる途中で、被告人が自分の車を相手の車に衝突させて起こした2件の人身事故、自動車運転過失傷害2件。それから、無車検の自動車を運行したという事件、自動車を盗んだという事件、そして、覚せい剤を自分で使ったという事件がそれぞれ1件ということで、非常にバラエティに富むものでした。強盗致傷事件については、暴行脅迫の態様や、被害者のけがの程度等に争いがあったと思います。この裁判が行わ

れたのは今から1年くらい前で、初日は午前中に選任手続が行われ、午後から開廷して、1番さんには、のべ5日間お越しいただいた訳ですが、まず1番さんから、裁判員として参加した全体的な感想をお願いいたします。

(1番) 木曜日から水曜日までの5日間ということで、全く裁判とか法律をこれまで勉強してないものですから、特段知識がなかったんですけども、その点については、こちらに来る前に、知識がなくても、進めていく中でみんなが分かるようにしていただけるという資料を頂いていたので、安心して参りました。実際、5日間あったんですけども、丁寧に裁判官に御説明いただきましたので、特段、分からなくて困るということはありませんでした。仮に疑問に思うことがあっても、その都度「分からないことはありますか。」と聞いていただけたので、そういう点でも特段心配や困ることもないように、やっていただけたと思います。裁判所に来るのも初めてだったんですが、裁判員をやらせていただいて、すごく良い経験になったと正直思っていますし、時間が空いたときに他の裁判の傍聴もしたのですが、自由に出入りすることができ、裁判というのが割と開放されているということも初めて分かりましたので、すごく良い経験ができたかなと思っています。

(司会) ありがとうございます。次に2番さんの担当された事件ですが、これはやはり起訴事実が非常に多くて、五つありました。その概要は、被告人が共犯者と共謀して、事情を知らない知人を使って、ベルギーのブリュッセル空港から中部国際空港まで、覚せい剤約3キログラムを隠し入れたスーツケースを機内預託手荷物として航空機で運ばせて、営利目的で覚せい剤を密輸入したという覚せい剤取締法違反等の事件1件。それから、偽造クレジットカードを使った詐欺や詐欺未遂等の事件が3件。大麻所持の事件が1件というものでした。そして、覚せい剤の密輸事件について、被告人は運ぶ物が覚せい剤ではなく金だと思っていたと弁解し、営利目的や共謀についても否認していたものです。2番さんには、選任手続だけ行った日を含めて、のべ16日間と

大変長く裁判所にお越しいただきました，それでは2番さんに裁判手続に参加した全体的な感想をお願いしたいと思います。

(2番)私の方は，実際に裁判所に来て，のべ15日間という非常に長い中，いろんなことを経験させていただきました。被告人が罪を認めているものに関しては2日間で終わっているんですけど，3日目からは，先ほど言われました覚せい剤の密輸についての話がずっとありまして，どちらか一方を信じればどちらか一方は信じられないというか，嘘をついているということも片隅に入れながら，どういうふうにやっていったら良いのかという戸惑いの中，補充裁判員の方を含めて8名と裁判官の方とのいろんな会話のやり取りの中で，どうやっていけば良いのかを聞きながら進めていくことができたと思います。不安がかなりあったんですけども，その不安というのは解消していきました。1日目は，だれかに見られているとか，傍聴席からの目線等の緊張もあって，サラリーマンとしてやってきた中にはない，いろんな意味での経験をさせてもらったと思います。2日目には，選ばれた6名のうち1名女性の方が辞退されまして，その方の代わりに補充裁判員の方が入れ，2日目からは7名で最後まで続けたというところです。感想としては，ちょっと長い感じもあって，2週間くらい入ってから慣れてきたというか，少しずつ冷静に考えることができたということを見ると，短いよりは長い方が良いんでしょうけど，長過ぎるのもちょっとどうかなというのがありました。ただ，経験的には非常に良いものがあって，覚せい剤については特に意識はしていなかったんですけども，覚せい剤は罪が重いというようなことを自然に口に出すようになったりしました。裁判というのは非常にたくさん行われていて，いろんな起訴がされていますが，件数が1件でも減るような意識付けは，参加された裁判員の皆さんには少しあるのかなとも思っています。

(司会)ありがとうございます。それでは，次に，3番さんの担当された事件ですが，フランス人である被告人が，共犯者と共謀して，被告人自らがブリュッ

セル空港から中部国際空港まで、覚せい剤約3.2キロを隠し入れたスーツケースを機内預託手荷物として航空機により運んで、営利目的で覚せい剤を密輸入したという覚せい剤取締法違反等の事案です。この事件は、2番さんが担当された事件の中の覚せい剤密輸事件と共通する部分がありますが、争点は少し違っていて、被告人は、覚せい剤ではなくヘロイン等を持っていたとか、脅迫されて仕方なく持っていたものであると主張して、営利目的も否認していました。3番さんには、選任手続だけ行った日を含めて、のべ11日間裁判所にお越しいただきましたが、それでは、裁判員として参加された全体的な感想を伺いたいと思います。

(3番) 裁判員は守秘義務があるということで、裁判所に来てちょっと長い日にちをやったんですが、裁判所に行くようになって、どういう訳でどこに行っているんだということを人に言えないことが大変でした。それから有罪か無罪か、量刑とか、これは日常生活をしていると、右か左で判断する訳なんですけれど、私は生身の人間として、被告人に成り代わりまして、どうだったらこうだろうかと絶えず思いました。朝5時半に起きて、すぐ朝食を済まして、新聞も読まずに9時少し前に裁判所に来まして、5時ころから7時、たまに早く帰れるときもありましたが、家に帰ったときはぐったりでした。朝来まして、頭がはっきりしているときは有罪で、昼ころになると、そういう考えもあるんだなと思って、夕方になりますと、判断が鈍りまして、無罪なんだと。量刑の方もそんなに重くない、軽いんだと。やっぱり人のことだから、間違いが多いんだなと。判断が朝昼晩で違うんですね。裁判所はたまたま名古屋城が見えるんですね。休憩時間に眺めを見ると、何て言うんですか、許してしまうというんですかね。これが暗い部屋で、不便な所にいますと、有罪なんだとか、こんなことをする人はひどい人だとかいうふうに、環境で人は判断されるんだなということを初めてここに通って思いました。もう一つ、ここに来まして、銀行のATMとか、日常生活でやっていることを裁判所で

できるようにしていただくと非常に助かるんですね。裁判所でオールマイティに対応してもらえる人が1人でも2人でもいていただくと安心できると思います。あれがどうなっている，こうなっているということを思いながらでは，なかなか判断が面倒臭くなってしまうんですね。そんなことではいけないんですけど，そんなことを思いました。

(司会) ありがとうございます。それでは，次に4番さんと5番さんですが，お二人とも同じ事件を担当していただきました。事件はいずれも性犯罪で，その概要は，被告人が4名の女性宅にそれぞれ下着を奪う目的とともに強姦する目的で侵入し，3名については強姦した上で被害者の下着を奪い，1名については強姦は未遂に終わったものの下着を奪ったという，強盗強姦，強盗強姦未遂の事件。それから，女性宅に侵入して犯した強姦致傷1件。合計5件の事案でした。争点は，検察官が被告人には最初から下着を強盗する意思があったと主張したのに対して，弁護人は被告人に強盗の意思が生じたのは強姦が終わってから，強盗が未遂に終わって逃走する準備をしていた時間であるから，強盗強姦罪等にはならないと主張したものでした。4番さんと5番さんには，それぞれ選任手続だけ実施した日を含めて，のべ8日間裁判所にお越しいただきました。それでは，裁判員として参加した全体的な感想をいただきます。まず，4番さんからお願いします。

(4番) 私が担当した事件は性犯罪で，自分は女性ですので，どんな人なんだろうと法廷で見たところ，被告人は自殺未遂を2回図っていて，2回目のときに危ない状態になって記憶が定かでなくなってしまったので，裁判を行っていく上で，資料だけでは判断ができない。結局，被告人はもっと怖い感じの人なのかなと思ったんですけど，低酸素脳症といって，記憶が曖昧になってしまっているのだから，順番を立てて質問をしないと記憶が取り戻せない。大分過去のことは時間をかけて思い出せるけれど，1時間2時間前に話したことは忘れてしまっている。裁判をしていく上でどう判断していったらいいのか，

女性としては敵なんですけど、被告人がそういう状態なので、どうすれば良いのかなという戸惑いがありました。資料はあるのですが、自殺を図る前と図った後では、資料を基にも判断できない感じなので、難しかったというか、女性としては許せないというのが第一印象でした。裁判員については、制度が始まってからも、まず選ばれないだろう、こういう所に来ることもまずないし、経験することもないだろうという頭がありました。選ばれてからは、どちらかというと、自分は好奇心旺盛で、やってみようという感じなので、良い経験ができたかなとは思いますが。事件的には、自分の中では戸惑いがありました。1件とか2件ではなく、件数が多かったので、証拠の写真とかを見ると全然別人みたいな感じだったので、感情移入してしまうというか、絶対許せないと最初は思い込んでいるんですけど、実際被告人を見た時点では同情してしまう。病気になってしまったというので、感情が揺らいだこともありました。

(司会) ありがとうございます。それでは続いて5番さんをお願いします。

(5番) 4番さんがおっしゃったように、この事件は非常に意見をするのに難しい事件でした。実際、私は医療に携わって仕事をしているので、加害者が、そういう状態であるということ、どうしても患者さんと重ね合わせてしまい、なかなか難しいと痛感しました。初めて裁判員を経験して、今まではスクリーンの世界を傍聴席側から眺めるような感じで、話が分からなくても流しているという感じがありましたが、実際に逆の立場から事件に携わるというような貴重な経験をさせていただいてとても感謝しています。ありがとうございました。

(司会) ありがとうございます。今回皆さんに担当していただいた事件は、どれも争いがあった事件です。そこで、何が争点であるのかについて、すぐに理解できたかどうかを伺いたいと思います。最初の公判期日の冒頭に検察官、弁護人がそれぞれ冒頭陳述メモという書面を提出して、これに沿ってプレゼ

ンテーションをして、争点を明らかにすると思いますが、そうした書面とか、あるいは、プレゼンテーションが分かりやすかったのかどうかについて、質問させていただきます。1番さんからどうでしょうか。

(1番) 初日の午前中に選任手続があり、午後から小さな会議室で話を聞いてからすぐ法廷に行ってそういうことが行われたと思いますが、まずこの裁判が始まる前に裁判官から、既にいろいろな争点が整理されていますよという説明があり、その前に事件の概要について白板にマジックで分かりやすく図式で、書いていただきました。容疑の数がたくさんあったので、時系列にまとめて白板に書いていただき、その上で、概ね被告人は認めています、それで、争っている部分はこの部分です、脅迫をしたのかしていないのか、どういう言い方をしたのか、言ったか言っていないかというところ、そこが唯一食い違っている争点ですという話があったので、それらのことはずっと入っていました。被告人はたくさん罪を犯しているのです、事件の概要を頭で理解するまでは複雑すぎて初めは分からなかったのですが、白板で説明していただいて、白板を見ながらやっていくうちに理解はできていたかなと思います。

(司会) 2番さんいかがでしょうか。

(2番) 争点としては非常に分かりやすい形のものだったのですが、罪がたくさんあったので、認めている罪に関してもかなり真剣に考えたりして、午前中はそちらの方が多かったです。午後からは本当の争点である覚せい剤の密輸についてちょっとぼんやりしたのかなという感じはありましたが、基本的にこちらの方を中心にするというのはあらかじめ聞いていたので、分かりやすい説明もあったのかなと思います。ただ検察側とか、弁護側の方でも若干の分かりにくい部分はあったにしても、その後に皆で集まるので、その時の話で大体理解はできたと思います。

(司会) 3番さんいかがですか。

(3番) 実際に裁判官の指導をいただきましたが、審理に入ってから分からないこ

とばかりで、弁護人の言葉が非常に聞きづらかったり、検察官の表も、ちょっと分からなかったです。私の担当した事件の被告人は、55歳のフランスの女性の方ということで、どういう質問にも答えていたので、事実関係はよく分かりましたが、さてそれが本当のことかどうかということになると、これを判断しなければいけないというわけですが、非常に判断の材料が少なかったです。でも、何とか判断しなければなりません。日が過ぎるごとに慣れてきますが、本当は慣れない方が良く、人間としてこういうふうに思うんだと素直に言えるときが良くて、慣れてしまうと判断がおかしくなるということも体験しました。実際に裁判官とやりとりして、いまだに頭に一つ残っているのが、学問の中でも、静態学ということを言われたのですが、流行があり、はやり廃りも犯罪にあるから、これは動態学と捉えてもう少しそちらの方面の判断もすると良いんじゃないかと思いました。

(司会) 4番さんいかがですか。

(4番) 争点としては先ほど説明があったのですが、強盗強姦罪と強姦罪と強盗罪で、弁護人は強盗強姦罪でなくて、強姦罪と強盗罪、検察側が強盗強姦罪、一緒じゃないかと一瞬思うのですが、罪が別れていると量刑が違うということで、どこからが強盗強姦罪になるのか、強盗強姦罪で住居に入っているのかどうかということが頭の中で混乱してしまっていて、裁判長の方に再度質問して教えていただきました。それでちょっと納得しましたが、別個で考えるのか一緒なのかで量刑が違ってくるというところが、法律に詳しくはないので、ちょっと分かりにくかったかなと思います。法廷で検察側と弁護人が言っていることは一緒のような感じにも聞こえるのですが、そこを争っているというのを聞きながら、どう違うんだろうというのは多々ありました。ただ、淡々と進んでいくので、ちょっとついて行けなかったというところも、聞き漏らしみたいなのところもあったのかなと感じました。

(司会) 5番さんいかがですか。

(5番) 裁判の流れは、1日目、2日目とプランがあったのでそれに沿って時間を追っているいろいろと決めていきました。その中で、裁判長さんから、裁判官さんから、一つ一つ丁寧に教えていただきました。分からないことはありますか、質問はありますかと言われて、そこで何を質問してよいのかが分からないということはあったのですが、争っているポイントのところは、よく説明していただいて分かりやすかったと思います。裁判を一緒にやってきた8名も、結構いろいろと意見が出ていたので、自分の考えだけではなく、こういう考えもあるんだなといろいろと考えさせられるところもありました。

(堀内裁判官) 今の御意見で確認させていただきたいところがあります。まず1番さんですが、ホワイトボードで説明があったということですが、それはどの時点であったという御記憶ですか。

(1番) 初めて法廷に入る前に、事件の概要と争点について裁判官から説明があったときにやっていただきました。

(堀内裁判官) そうすると、被告人とまだ会う前ということですね。その前の段階で、事件はこんな事件ですよ、かつ、ここは認めています、ここは争いがありますという説明を受けたという理解でよろしいですか。

(1番) 1年前のことですので、前後ということでは不確かなところがありますが、1日目であったことは間違いのないと思います。

(堀内裁判官) もしかして、最初に被告人と会ってそれで弁護士とか検察官とかいろいろとやった後で、帰ってきてそういう説明があったんじゃないでしょうか。

(1番) その可能性もあります。

(堀内裁判官) それから4番さんにお尋ねします。強盗強姦であるとか強姦とかいろいろ出てきまして、例えば違いというのは検察官からも弁護士からも説明はなかったという理解でよろしいですか。

(4番) そうですね。裁判は法廷では淡々と進んでいって、争っているところはこ

ういうところですよと裁判長の方から教えていただいたんですけども、住居に入って強姦を行った後に下着をとって帰るというふうだったんですけど、どっちも一緒じゃないかということで、どういうふうに区別があるのかなということでもちょっと分からなかったです。

(堀内裁判官)ここはこうだからこうなるんですよ、だから大事なんですよという説明は、裁判官からではなくて、検察官や弁護士からあったのか、なかったのかどちらですか。

(4番)なかったと思います。

(司会)ここからは、特にお伺いしたいということで、事前にお伝えしている内容についてお話をお伺いしたいと思います。今回お集まりいただいた方は最短でも5日間、長い方で十何日間でしたけれども、こういうふうに長い間裁判に参加することについて、お仕事をされている方は職場とか、あるいは御家庭から、理解を得るために何か御苦勞があったのでしょうか。

(1番)基本的には職場からも家庭からも理解していただいていたいました。個人的にいろいろと苦勞した点は、初日の午前中に選任手続があって、その後そのまま午後から法廷が始まって5日間連続だったわけです。それで、私の場合、昨年の5月中旬が裁判員裁判で、6月以降に宮城県の震災復興のために長期間派遣されて復興のお手伝いに行かなくてはいけないということで、片付けておかなければいけないサラリーマンとしての仕事がたくさんありました。手続の日程は、5日間あるかもしれないし、半日で終わるかもしれない、それは行ってから午前中の結果を聞かないと分からないという状況の中で、その1週間の予定を立ててよいものかどうかという判断が分からなかったです。いろんな方から打合せの依頼とか、こちらからも、いろいろとやりたい打合せ等があったときに、予定を入れてしまっただめになってしまうかもしれないし、半日で終わるなら自分でやった方が良かったということもあって、そういう予定を立てる上では非常に難しいところがありました。結局午前中の

選任手続で選任されて周りの職場の人がちゃんとフォローしてくれましたので、業務が滞るということもなく、職場の方からは心配しなくてもいいよと言っていただきましたので、自分でもそれはしょうがないと思っていました。職場の人には、ちゃんと伝えて、これとこれが残っていますのでお願いしますねと言って、やっていただきましたので、職場からは御理解いただけたと思います。家庭の方は、仕事に行っているか、裁判所に行っているか、あまり関係がないのかなと思って、全然心配はなかったのかなと思います。

(司会) 2番さんの場合は特に長かったので、例えば今回は選ばれましたけど、もし選ばれなかったら事前に休暇とかいろんな段取りがあったかと思えますけれども、そういう不都合が生じたのでしょうか、その辺りを含めてお願いします。

(2番) 事前にそういう話はありませんでしたが、まさか選ばれるとは思っていませんでしたので、トップには伝えてなく、近々の上司にしか伝えていなかったです。金曜日が選任期日だったのですが、そこで選任されて、来週の月曜日の9時からということで、そうなるとうどうなるかという、まず会社に報告しに行って特別休暇の手続を踏んで休暇を取らせてもらうわけですが、会社から、ちゃんとしたものを持ってきてくださいと言われ、当然本社からもそういう依頼がありました。また、金曜日の午後から会社に行ってばたばたして土日で15日間の仕事の引継ぎを無理矢理みんなでもらいましたので、非常に厳しかったです。私の場合は15日間だったので、会社のお客さんの中では、私が旅行に行っているという話になっていて、4週間目にお客さんのところに行ったら、土産はないのかと言われ、ちょっと買い忘れましたと答えておいたのですが、そういう点ではちょっと大変だったと思います。できれば平日に二、三日くらいの余裕があったりすれば、もう少し会社の方でもスムーズに手続ができるのかなと思いました。あと家庭については、サラリーマンですけど、逆に裁判所に来ていた方が定期的な時間に帰れたので、そ

ちらの方がサラリーマンらしいじゃないのと妻に言われました。仕事だと帰りが遅いので、そういう点では早めに帰れて良かったかなと思っています。

(司会) 3番さんは先ほどお話ししていただきましたが、さらにあればどうぞ。

(3番) 生活環境と仕事環境ですね。生活環境は、最初に就職したところが新聞社だったので、朝、9時から10時くらいは、朝日、毎日、中日、日本経済の各新聞をずっと読む癖が付いているのですが、新聞を読まずに裁判所に来ると、裁判所には新聞が置いていないんですね。この生活環境の変化というものは、ちょっとショックでした。私はドラゴンズファンですけども、中日が勝った負けたは、家に帰って来て、夕方とかにテレビ見て分かりますが、本当に苦痛でした。それと仕事の方は、私は会社役員で、商売をやっているんで、自分で全部やらなければならないことがあり、どうしても私本人がやらなければならないことがあるので、それは非常に辛かったです。

(司会) 4番さんですが、日程について、選任から連日開廷ではなく、例えば途中で1日空けた方が良くないかということも含めてお答えいただけますか。

(4番) 日数では7日間ですが、祝日とかがあったので、週を3週またいでいるんです。私はコンビニでパートをしているのですが、立場的には長いので、発注等をする立場です。主に深夜に入っているんですが、経営者には、何か月も前から、名簿に載ったので裁判員になる可能性がありますと言ってあったんですが、まさか選ばれるとは思っていなかったんで、それまでは普通どおりの仕事できていました。それで選任手続の日に来て、次の日からもう裁判が始まるということになったので、シフトを変えなければいけない、昼間は交代要員がいるんですけど、深夜はなかなかいないので、職場の方がばたばたしました。夜仕事をしてから裁判に行くのは無理と言われていたので、夜は仕事には入らなかったのですが、発注という重要な仕事をしているので、朝裁判所に来てから夕方までいて、終わってからそのまま職場に向かって発

注をして家に帰るといいう日が続きました。私は職場の方では立場が上で全体を見て仕事をしているので、私がないことによって、店に行く一杯メモが貼ってあったり、書類が置いてあったりするの、発注だけでなくそれを処理して帰らなければなりません。家は近いので苦痛ではなかったのですが、結構家に帰るのが遅くなりました。朝から夜遅くまで自分が実際に働いていたよりも長い時間行動しているのと、全く真逆の時間帯に行動しているの、午後からは御飯を食べてからなので眠くなるとはいけないと思いつつながら裁判に参加していました。それが3週にまたいでいたのがきつかったのと、選ばれると次の日から裁判が始まるので、ちょっと日が空くと職場でシフトに入っている人は助かるのではないかと思いました。家庭の方は主人はびっくりして、娘もすごいと言って、どちらかという喜んでくれた方かなと思います。理解してくれて、今日はどういうことがあったとか、どういうふうだったとか聞かれて、話をしたりとかも、未知の世界なので、興味があって聞いてくれたりはしてくれたので、自分としては黙っていなければいけないという苦痛はありますが、聞いてくれる相手がいるので、少しは精神的に楽だったかなと思います。

(5番) 家庭上は何の問題もなかったです。勤務先は大学病院なので、一番最初の、あなたはこういうのに選ばれましたという一番大まかなところから上司に話をしておりましたので、3月の13日に選任をしていただいて、その結果ということで、3パターンのシフトを2か月前から組んでいただいていたので、全く問題は無かったです。

(堀内裁判官) 3番さんとか4番さんの場合、今の話を伺う限り、もしかして辞退申立てをすれば、通ったのではないかとと思われるが、辞退申立てをしようとは思わなかったということでしょうか。

(3番) こういったことは、誰かがやらなきゃいけないことだから、辞退するつもりは全然無かったです。どんなに苦労してもこれはやらなきゃいけないんだ

なというふうに思いました。

(4番) さっきも言ったんですけど、好奇心旺盛なので、やってみたいっていうのもありました。娘にも、経験できることは何でも経験しろと言って育てています。

(司会) 今回皆さん御自身で証人とか被告人に質問をされたでしょうか。された方はその感想などを伺いたいです。逆に質問などをしなかった方は質問しなかった理由などがあれば伺いたいです。1番さんから伺います。

(1番) 被告人の方に1回したことと、被害者の方に1回しました。実は2回とも法廷で質問したいと思ったわけではなくて、法廷に入る前の事前の合議室での打合せの中で、何か分からないことがあるか聞かれて、素朴に分からないことを質問したところ、「じゃあそれ法廷で聞いてみましようか。」って聞かれたのです。ちょっと抵抗はあったんですけども、分からないことを法廷で聞くのは裁判官の方もされているし、ちょっと興味があったというか、聞きたかったことは聞きたかったことだったんで、少し緊張はしましたけれども、聞きました。法廷でまず初めに裁判官の方が自分の聞きたいことを質問して、一番最後のところで振っていただいたので、割と話もしやすかったですし、当然といえば当然ですけども、きちんとお二人とも答えていただけて、自分の疑問は解消できたので、聞いて良かったなと思います。

(司会) 2番さんどうぞ。

(2番) ほとんど質問してたような気がします。言っていることが嘘なのか正しいのかということを自分なりに確かめるためには、どうしても聞いておかなきゃいけないことだったり分からないことだったりということがありましたので、そういうところは素直に聞きました。それでもやっぱり後でもうちょっと聞いておけば良かったということは後々考えるとたくさん出て、もうちょっと言ってもよかったのかなというふうには、今思っているところもあります。被告人の方を有罪にするのか無罪にするのかというところがあったんで、

そういうところではどうしても聞かなきゃいけないというのがあって、聞きました。聞いて良かったなという面も多々ありましたので、やはり聞くべきだなというふうに思います。

(司会) 3番さんいかがですか。

(3番) 私の場合被告人の方が55歳の女性なんですね。私は男なんです。女の人の気持ちはこんなに長い人生を送ってきても未だに分かりません。子供が2人、女の子なんです。私は4人家族で女の方が意見が強いんですね。そんなに女性に囲まれた人生を送ってきても未だに女性の気持ちが分かりません。ところが55歳のフランス人の被告人の判断について「あなたどう思いますか。」というふうにたたき付けられて、今でも分かりません。たまたま裁判員の中に女性の方が2人みえて、その人たちの意見を聞いて「ああいうふうに考えるんだな。私とは違うんだな。」と、こんな年になって気が付いた、こういう体験をしました。

(司会) 御自身で被告人とか証人に質問はされましたか。

(3番) ええ。

(司会) 4番さんは質問はされましたか。

(4番) 被告人と、被害者の一人のお母さんが証言に立って法廷に入る前に裁判長の方から「何か質問したいことはありますか。」と聞かれました。その時の裁判員6人と補充裁判員が2人いて、一人ずつ声を掛けてもらって、それぞれ質問をした形になります。質問するのに、テレビドラマとかでは「被告人」とか言うんですけど、何て声を掛けてよいのかまず分からないんですね。裁判長の方からは、「被告人の場合は名字で呼んでもらってもよいですし、被告人と呼んでもらってもよいです。」と声を掛けてもらいました。ただ、ドラマとかの先入観があるので、そんな類の質問をしなきゃいけないのかなという感じは一瞬ありましたが、自分の思っていることを証人と被告人がどう思っているのかなと気になっている点を聞いたので、自分としては納得で

きて、良かったかなと思います。

(司会) 5番さんいかがですか。

(5番) 私も、証人尋問も被告人質問も全て質問をさせていただきました。事件と関わりのあることを聞いたのかどうか自分なりに疑問があるところなんですけど、一応それなりに答えていただけたので、良かったかなと思います。

(司会) 法廷では、書面の読み上げや証言を聴かれたと思います。その際、皆さんは、その発言に関するメモを取られましたか。

(1番) 私のメモは、配布された資料に、疑問点等を補足する形で作成しました。裁判所から配布されたメモ用紙は白紙のままでした。タイムリーに全部を理解できなかつたので、裁判に関する事実や証言や、法廷で聴いた意味の分からないことなどをメモとして残しました。意味の分からないことを裁判官に尋ねる際に、私は、このメモを利用しました。

(2番) 私のメモは、ノート1冊半くらいになりました。法廷では、ほとんど筆記をしていたと思います。被告人や証人に質問する際は、きちんと目を合わせて話すように心掛けていました。皆さんにメモを任せ、自分は発言者の目や仕草を見るようするなど、みんなで役割分担をしたこともありました。証言が前後したときは、自らメモを参考にして質問したこともありました。

(3番) 当初は、メモを取っていましたが、みんなで判断しなければならないため、次第に余りメモをしなくなりました。その理由は、被告人の仕草や表情等を見逃さないよう、自分で感じることを重視したいと思ったからです。

(4番) 私は、不思議に感じたことや、分からないことをメモにして残しました。私は、証拠一覧表を目で追いながら、配布資料にメモを書き込みました。私のメモは、その表に収まらず、びっしり裏面も埋めるほどでした。

(5番) 私も、全ての配布資料に、びっしりメモを取りました。

(司会) 詳しいメモを取らなくても、証言は、皆さんの頭に入るのが理想です。やっぱりメモを取らないと難しいでしょうか。

(2 番) それは難しいですね。自分自身が納得するには、みんなのメモも必要だと感じました。後半は、簡潔にメモが取れるようになりましたが、当初はそれが分からず、みっちりメモをしていたと思います。

(堀内裁判官) 皆さんは、法廷の様子が、録画されていることを御存じでしたか。また、事前に、裁判官から、それを評議の場で再確認することができる旨の説明を受けましたか。

(5 番) 裁判官は事前に、法廷での様子が録画されており、改めて見直すことができる旨の説明をしてくださいました。担当した事件において、検察側も弁護側も、供述調書等を読み上げる場面がありました。しかし、その時間が長くて頭に入らず、その内容をメモにして残しました。

(山田裁判官) 4 番さんと 5 番さんの事件は、性犯罪であり、被害者が出廷されず、その方の供述調書を朗読した場面があったと思います。一方、被告人の家族は、証人尋問で出廷されたと思います。「供述調書の朗読」と「証人尋問」を比べてみて、理解度に差がありましたか。

(4 番) 担当事件は、被害者が 5 人いる事案でした。検察側が読み上げた調書は、その流れが似ていたため理解できました。各供述調書は、被害者のプライバシーに配慮するため、略称が使用されていました。被害者の彼氏等の供述調書は、現実味がなく、どれも似た感じでした。被害者のお母さんの証言に比べると印象が薄いです。被害者の母親の証言は、とても深く印象に残っています。

(司会) 次に、評議についてお伺いします。評議は、意見が言いやすい雰囲気でしたか。また、本当は意見が言いたかったけれど、伝えられないことがあった方は、その理由を教えてください。

(1 番) 評議の内容は、原則としてオープンにならないと聴いていたため、とても話がしやすかったです。裁判員や補充裁判員には、積極的な方がいませんでした。私は、自分ばかり話してもと思いながら、割と多くの発言をしました。

- (2番) 裁判官が、話をしやすい雰囲気を作ってくれました。当初、20代の男性裁判員は、自分の意見が言えないような感じでした。しかし、後半は、自分の意見を述べるようになり、それぞれの裁判員が意見を出していたと思います。
- (3番) 裁判員として、みんな活発な意見ができました。評議室には「疑わしきは罰せず。」と記載されていました。個人的には、「なぜ、疑わしきは罰せざるのか。」という話を深く掘り下げたいと思っていましたが、その話は、全く進みませんでした。私が、聞き役になるほど、皆さん活発に意見を出していました。
- (4番) 評議において、当初は、裁判長から「何かありますか。」と聴かれても、だれも発言をしませんでした。そのようなときは、裁判官から求められて、順番に裁判員が意見を言う雰囲気でした。
- (5番) 裁判長から求められて、順番に答えるという感じでした。最終評議の際は、活発に議論できたと思っています。
- (堀内裁判官) 4番さん、5番さんにお聴きますが、今の質問についてですが、自発的な発言を躊躇してしまう要因は何でしょうか。
- (4番) 当初は、大人しくしていようと思っていました。後半は、被告人の健康状態が悪くなかったため、これに関して意見が割れるほど、みんなで議論をしました。担当事件の裁判員は、6人のうち5人が女性でした。男性の方は、男性の視点で積極的に意見を出しました。量刑を決める際は、年配の女性が、思ったことを意見するようになりました。その後、裁判員の意見が飛び交うほど活発な議論をしました。やはり裁判員は、裁判官から質問を振られると考えてしまうと感じました。
- (堀内裁判官) 初めに何かを発言する抵抗感という感じでしょうか。
- (4番) 男性が、会話の口火を切り、それから広がる感じでした。
- (司会) 皆さんは、家族や職場で、裁判員の経験のお話をされたでしょうか。お話

をされた方は、だれに、どのようなことを伝えられましたか。また、だれにも話をされていない方は、その理由を教えてください。

(1番) 私は、職場、友人、家族に今回の経験を伝えました。その際は、しゃべり過ぎないように慎重になりました。守秘義務について、我々は、裁判官から、「法廷での内容は、お話をしても差し支えありませんが、評議室での内容の話はできません。」との説明を受けました。私は、何人かの友達に、裁判員での経験を伝えました。そのとき、「どのように裁判員に選任されるか。」と聴かれ、裁判員の呼び出し方法や選任方法を説明したところ、「裁判員には、だれもが選任される可能性があるんだ。」と驚かれました。

(2番) 私は、裁判員として15日間にわたり仕事をしました。毎日、私は、家族に、法廷であった出来事を伝えました。自分の中にとどめておくのは何だったので、どのように家族が考えるのか聴きました。会社では、裁判員の選任方法を説明したことがあります。事件の内容は、周りから聴かれない限り話をしたことはありません。その理由は、判決宣告時に、被告人が法廷で倒れ、嗚咽しながら退廷したということがあったからだと思います。裁判員として、被告人には、しっかり判決を受け止めてもらい、罪を償ってほしいと思っていました。しかし、裁判員は一般人なので、このような光景を目の当たりにすると、若干、「自分たちの判断が本当に正しいのか。」という疑問が浮かんだこともありました。我々の判断は、正しいと思いますが、「なぜ、被告人は、法廷で倒れ、あのようなになったのか。ひょっとしたら被告人が言っていた無罪なのか。」と感じたことが少しあります。私は、このような理由から、事件の話をしていません。

(3番) 私は、だれにも、裁判員の経験を伝えたことはありません。今回の経験から、一つ分かったことがあります。それは、どんな曲でもよいですが、一曲あると仮定します。その一曲は、朝、昼、夕方、夜で、その感じ方が違うんですよ。私は歌の審査をしたことがあります。朝は、欠点が目立ち、評価も

厳しい。しかし、歌の評価は、夜になるにつれ、甘くなる傾向があります。

これは全く裁判でも同じだと気付きました。

(4番) 判決を終えて帰宅すると、遊びに来ていた娘の友達から、「裁判員の経験は、どうだった。」と聞かれたため、こんな感じだったと伝えました。また、職場の人にも話をしました。事前に、裁判官から「法廷で行わたことは、自由に話しても構わないです。」と言われていました。裁判長から、大きな事件であるため、新聞、テレビにも出ると言われていました。私は、家族や職場の人に、この点も含めて説明をしました。事件の詳細は、新聞に掲載されていたため、自ら率先して伝えることはありませんでした。周囲の人から「裁判員に選ばれると家に帰れないでしょ。」と尋ねられたときは、正しい情報を説明しました。

(5番) 家族や職場の同僚に話をしました。裁判員に関する周囲の知識が間違っている場合は、その説明をしました。事件に関する内容は、家族にしか伝えていません。

(司会) 最近の報道で御存じの方もいると思いますが、他の裁判所において、強盗殺人事件の裁判員を務められた方が、被害者の御遺体のカラー写真を見たことにより、急性ストレス障害となり、国に対する損害賠償請求を提起されたとの報道がされました。皆さんの担当事件は、ショッキングな写真等の提出がなかった事案であったと思われます。仮に御遺体の写真やせい惨な写真を見る場面があったならば、どのような御意見をお持ちになると思われますか。

(1番) そのような経験をしていないので分かりませんが、程度の問題もあると思います。大勢の中には、写真がショッキングであればあるほど、不快に感じたり、それを原因として病んでしまう方もいると思います。私は、おそらく平気なので、妻からも驚かれますが、裁判員の中には、そのような方もいると思います。裁判員は、機械的に選ばれるため、事前に、それに耐えられるのか見極めた方が良いと思います。

(2番) 実際の写真を見ていないので分かりません。せいぜいな映像は、映画でもありますが、現実ならば、精神的にきつい部分があると思います。この受け止め方は、年代にもよると思います。年配の方は、そのような映像を映画で見ると嫌がります。その年代の方にそのような写真を見せるのはどうか、たぶんきつくだろうと思います。私は、裁判員の意向を慎重に判断するため、「そのような写真を見てもよいか。」という質問をするべきだと思います。それを望まない方は、裁判員を辞退することができる等、何らかの手を打つべきと感じました。

(3番) 私は、あまりショックやストレスの影響を受けません。学生時代は、七、八年間にわたり運動をしていたため、何度も救急車で搬送されるような怪我に立ち会ってきました。心理学者が「人間で大切なのは忘れること。」と言っていたことが頭の隅にあります。この問題は、個人差があり、答えが出ない難しい問題だと思います。一番いけないのは、ここに宗教を挟むことだと思います。

(4番) 担当事件は性犯罪の事案でした。マネキンを使い、どのように女性を犯したか再現した証拠写真があり、とてもショックを受けました。その写真のマネキンは、足が折りたたまれたまま、後ろで縛られた状態で犯されていました。同じ女性として、この写真は見るに耐えない画像でした。この写真は、私の脳裏から一、二週間くらい離れませんでした。選任期日の直後、裁判員に選任されたらどういう事件を担当するかという資料や、アンケート用紙もありましたが、この際、裁判所は、裁判員に対し、このような写真を見る可能性がある旨の説明を行い、辞退を申し出るかどうかのアンケートをとるのも、一つの方法だと思います。

(5番) 個人的には、職業柄、日々御遺体を見ていますので、そのような画像を見ても大丈夫だと思っています。一般の方は、そういった写真や映像を見せられると、そういうものは現実離れしているものなので、精神的なショックが

大きいと思いますので、何らかの対処をすべきだと思います。ただ、裁判員に選ばれたときに、裁判所からカウンセリングも受けられるという説明もあったので、そういうものを活用するののも一つの方法だと思います。

(司会) 裁判員になる機会があったら、もう一度やってみたいと思われませんか。もういいと思われませんか。やってもよいと思われる方は挙手をお願いします。

(裁判員経験者全員) (全員が挙手)

(司会) これから裁判員を務められる方に対して、メッセージがございましたらお願いします。

(1番) 名古屋地裁における意見交換会は、適度な回数が実施されていると感じました。今後も、裁判員裁判は、意見交換会等の意見を参考に進められると思います。個人的には、選任から公判までの期日が連続するため、予定を立てる時間がないと感じました。正式な休暇取得もままならない状態で、裁判が進んでしまうため、日常生活や職場へ支障がないようにしてほしいと思います。

(2番) 裁判員になった方は、最後までやろうと思っているので、通常の日程であれば問題がないと思います。しかし、日程が長期であれば、若干でも、精神的ストレス等があると思います。私は、サラリーマンなので、今回のような経験をしたことがありません。実際、裁判員になって「他の法廷で行われている裁判は、どんな事件なんだろう。今後も、裁判官は、どれぐらいの事件を担当されるのか。」と感じました。国民が参加する裁判員制度は、国民の意識を高め、犯罪を減らす良い機会になると感じました。裁判を終えた感想として、「あのようになれば、もっとよかった。」と思う部分もあります。今後の裁判員へのメッセージとしては、プラスになる点も多いので、積極的に参加してもらいたいと思います。また、裁判員制度については、今後も、しっかり精神的なケアをしてくれればよいと思います。もう一度、機会があれば、裁判員になりたいと思いますが、その一方で、次の方に譲りたい気持ち

ちも大きいです。

(3番) 個人的には、法律は全く関係ない状態で、人として思っていることを自由に意見する雰囲気が一番望ましいと思っています。突飛な発言が出るような雰囲気が良いとも感じました。

(4番) 「皆さんには率先して裁判員に参加してほしい。」という思いが強いです。裁判が、裁判官、検察官、弁護士だけで行われると、おそらくこれまでの判例等から考える部分が大きくなると感じました。裁判員制度は、一般の方の意見を取り入れられるメリットがあるので、率先して参加してほしいと思います。

(5番) 裁判員を経験すると、世界観が変わるので、是非とも体験してほしいと思います。

(司会) 検察官や弁護士から、御感想も含めてお願いします。

(和久本検察官) 実際、検察官として法廷に立ち会ってみて、「裁判員の方が、どのように考えるのか。」という点に強い関心を持っています。直接、皆さんは、証人や被告人に質問をされたと伺いました。しかし、裁判員の方が被告人等に質問をするケースが少ないという印象です。裁判員の方がどのような質問をするかは、裁判員の方の感性を知る手がかりになるため、この点にも興味を持っています。個人的に「なぜ、裁判員の方は、被告人等に質問をしないのか。」を考えてみたのですが、基本的には、口火を切るのが難しいと思った部分があります。一点質問をさせてほしいのですが、先ほど4番さんは、被害者の状況を示す写真を見てから一、二週間にわたり、それが頭から離れなかったと言われました。事件を考える際、その写真が必要だと感じましたか。それとも不要だと感じましたか。

(4番) どのように被害者を至らしめたかという証拠としては、必要だと思います。こちらとしては、どのような写真が出てくるのか分からなかったもので、それを目の当たりにしてショックを受けました。事前の配布資料には、「手錠を

掛け、ロープで縛り、足を折り曲げ、縛られ、ガムテープで目隠しされていた。」と文章で出てくるのですが、頭の中ではイメージができなかったので、その説明があった後で、こういう場面ですということで被害の状況の写真が出てきて、「えっ。」という感じでした。私の事件は、そのような写真が5件分ありました。そういう写真が繰り返し出されるということを事前に伝えてもらえれば、身構えることができたんじゃないかと感じました。

(秋間検察官) お忙しいところ、本日は御参加いただきありがとうございました。

裁判員裁判は、罪が重い上、否認事件もあり、認定が難しく、御苦勞をされたと思います。先ほど、もう一度裁判員をやっても良いとおっしゃったことを伺い、とてもありがたいと感じました。さて、質問ですが、検察官が主張をしたり、証人尋問をしたりする場面があったと思います。先ほど、法廷での審理が終わり部屋に戻られてから、裁判長に質問し、それで理解できたという御発言を聴き、その場ですぐ分かるように説明ができるようにしていかなければならないなと思った次第です。特に一番日程も長くかかった事案の2番さんにお聴きしたいのですが、冒頭陳述、論告、専門家の証人尋問、検察官の反対尋問の中で、検察官の話の意図や説明が分からないという点がございましたら、教えていただけますでしょうか。

(2番) 検察側は、特に問題がなく、資料も分かりやすかったです。正直なところ、弁護側は、とても分かりにくかったという印象があります。弁護側は、事前に配布された資料と若干異なる発言をしていたことがありました。

(岩井弁護士) 今日は貴重な御意見をありがとうございました。お忙しい中、お仕事など日程調整の上、裁判員裁判に関与いただきありがとうございました。弁護人として、気を引き締めて取り組みたいと思っています。弁護人の話は分かりにくい部分もあったかと思いますが、弁護人関係で印象に残っている点があれば、教えていただけますか。まずは、2番さんからお願いします。

(2番) 指紋の鑑定の場面等において、弁護人は、専門用語が多く、非常に分かり

づらかったので、素人でも分かるような説明をしてほしいと感じました。弁護人はどんどん話が進んでしまうので、最終的に何が言いたいのか分かりませんでした。また、用語的にも分かりやすく説明してほしいと感じました。今気付いたのですが、検察側も口調がガラッと変わる場面があり、どうかなと感じる部分もありました。

(1番) 弁護人について、しいて言うことはありません。私が担当した事件は、被告人が罪を認めていたのですが、被告人は今後は更生していきますというような情に訴える部分がすごく長いという印象でした。裁判員は皆、争点を理解していると思うので、もっと簡潔にしてもらっても良いと感じました。

(3番) 検察官も、弁護人も、通訳人も、言葉がはっきり聞こえませんでした。聞き直すことができないので、法廷では、はっきり言葉を伝えてほしいと思いました。本人はその内容を理解の上で話をしていると思いますが、内緒話のような小さな声だったのが印象に残りました。

(4番) 私の担当事件は、検察側も弁護側も、はきはきとした声でした。被告人は脳に障害を持っていたので、弁護人が被告人に合わせ、ゆっくり話していて、とても聴き取りやすかったです。でも、検察側は争点を争っているのです、供述調書の読み上げや被告人質問等を威圧感のある声でしていました。検察官が被告人に質問したときに、被告人も質問された内容が理解できなくて聞き返していた場面がありました。

(5番) 私のイメージですが、弁護側は柔らかく、検察側は堅い印象が残っています。

(司会) 本日は、貴重な御意見や御感想、御提案をありがとうございました。今後の裁判員裁判の運営において参考にさせていただきます。

以 上